

第 35 号議案 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案提出課 教育こども部 保育幼稚園課

## 1 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（国基準）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（国基準）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 議案の概要

(1) 島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業所の創設に伴い、当該事業所等に係る規定を定めるため、定義を整理するもの。

イ 満 3 歳以上限定小規模保育事業所の利用定員について定めるもの。

ウ 満 3 歳以上限定小規模保育事業所への入所に係る利用調整方法について定めるもの。

エ その他文言の整理等所要の改正を行うもの。

(2) 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第 2 条関係）

ア 満 3 歳以上限定小規模保育事業所の創設に伴い、条例で定める基準に当該事業所についても対象とするよう改めるもの。

イ 満 3 歳以上限定小規模保育事業者における連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園の確保について規定するもの。

ウ 満 3 歳以上限定小規模保育所の設備及び職員の基準については、小規模保育事業所 A 型と同様とすることを規定するもの。

エ 連携施設の確保が困難である場合における連携施設を確保しないことを認める経過措置に関し、満3歳以上限定小規模保育所については対象外とすることを規定するもの。

オ その他文言の整理等所要の改正を行うもの。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

第 3 6 号議案 島本町介護保険条例の一部改正について

議案提出課 健康福祉部 高齢介護課

1 提案理由

令和 7 年度税制改正による給与所得控除の引上げを踏まえた介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

令和 8 年度の第 1 号保険料の算定に関する介護保険法施行令の改正に伴い実施される、所得の額の算定方法、保険料の算定に関する基準及び減免の令和 8 年度に限った特例的な取り扱いを行うために、条例中附則に新たな条文を追加するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

## 第37号議案 令和7年度島本町一般会計補正予算（第11号）

議案提出課 総務部 財政課

## 議案の概要

歳入歳出総額	補正前	17,160,712 千円
	補正後	17,174,110 千円
歳入歳出予算	補正額	13,398 千円

## 〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
国庫支出金	民生費国庫負担金	2,109,837	2,304	障害者自立支援給付費負担金
繰入金	財政調整基金繰入金	976,747	11,094	財政調整基金繰入金
歳入合計		17,160,712	13,398	

## 〔歳出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	一般管理費	636,630	5,795	人件費
民生費	障害者福祉費	1,262,822	4,609	障害者福祉システム改修業務
	生活保護総務費	85,670	1,675	生活保護費国庫負担金返還金
衛生費	母子保健事業費	113,015	1,319	健康診査
歳出合計		17,160,712	13,398	

## 【人件費の補正】

5,795千円（職員手当 5,795千円）

## 【繰越明許費の補正】

〔追加〕

○内線電話専用線撤去工事

1,980 千円

○障害者福祉システム改修業務委託

4,609 千円

○物価高対応子育て応援手当事業

16,455 千円

○町道水無瀬青葉1号幹線道路改良工事

7,600 千円

## 第38号議案 令和8年度島本町一般会計補正予算（第1号）

議案提出課 総務部 財政課

## 議案の概要

歳入歳出総額	補正前	17,403,000 千円
	補正後	17,403,342 千円
歳入歳出予算	補正額	342 千円

## 〔歳入〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
繰入金	財政調整基金繰入金	935,690	342	財政調整基金繰入金
歳入合計		17,403,000	342	

## 〔歳出〕

(単位：千円)

款	目	補正前	補正額	主な説明
総務費	賦課徴収費	43,723	342	住民税システム法改正対応業務
歳出合計		17,403,000	342	